

(一六一二)

三 慶長十七年四月 幕府代官成瀬権左衛門より三波川郷あて

禁制〔B〕

禁制

一 鬼石おにし之郷より三波川さんばがわ（御荷鉢）かぶ山へ、「札ふだを出し草木とらせ為レ取申候間、

御公方くぼう御用木きり申間敷候、「（鎌刈）（計）かまかりはかりきり可レ申事

一 百姓屋敷付之林ニ而、草薪切」申間敷事

一 札を取申候と申候て、我まゝ（押し込み）におしこみ」草木取申候ハ、札

を以来出し申間敷事

右条々相背者そむく候ハ、見合みあいニとらへ可（捕）」申上候、如ごはつとのごとく御法度ニ可（捕）

申付（捕）者也、仍如レ件

慶長十七年

子四月十二日

成瀬権左衛門（花押）

三波川之郷